シリーズ人権教育　第１４５回

～男女共同参画週間～

〈男性も育休取得したい！〉



昨年度、市では市民２，０００人を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

　この中で、主に妻だけが「家事」「育児・しつけ」「高齢者などの介護」を担っている世帯が最も多いことが明らかになりました。特に、妻だけが「家事」を担う世帯は７０％近くに達し、妻が働いている場合もその比率はあまり変わらないという結果が出ました。

　また、男女とも８０％近くの人が育児・介護休業制度を利用したいと考えていますが、「実際に利用できると思う人」は女性２８％、男性１５％でした。利用できない理由として、男性は「職場の理解不足」「同僚への迷惑」「昇進・昇給への影響」を多く選択しており、男性も育児・介護休業制度を利用したいが、実際には利用できないという現状が浮き彫りになりました。

　毎年６月２３日〜６月２９日は、男女共同参画社会基本法が平成１１年６月２３日に公布・施行されたことにちなみ「男女共同参画週間」と定められています。

　男女の平等を保障する法律や制度は整備されていますが、実態は未だに追いついていません。この背景には、「男は仕事、女は家庭」や「育児や介護は女の仕事」といった固定的な性別役割分担意識などの根強い考え方があります。社会・文化によって形成された「期待される男性像」「期待される女性像」がこうした意識や性差別につながっている場合もあります。

　本週間をきっかけに、性別に関わらず個人が尊重され、自由に能力を発揮して活躍できる社会の実現について考えてみましょう。

「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」は、市ホームページからご覧になれます。

︻参考資料︼財団法人　人権教育啓発推進センター発行「女性の人権」

